

佐倉市防犯カメラ等設置事業補助金

募集案内

1. 制度の目的

「佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例」(以下、「条例」といいます。)に基づき、市内の自治会・町内会・区が、犯罪の防止のため公共の場所に向けて設置する防犯カメラ(防犯カメラと併せて設置する防犯灯も含む)の設置費用を補助し、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とします。

2. 制度の概要

補助の対象者

市内の自治会・町内会・区(以下、「自治会等」といいます。)

補助対象となる防犯カメラ・防犯灯

補助対象となる防犯カメラ・防犯灯(以下、「防犯カメラ等」といいます。)は、次のとおりです。

【防犯カメラ】

次の①～③すべてに該当する防犯カメラが補助対象となります。

- ①犯罪を防止することを目的として設置されるもの
- ②犯罪を防止するため、道路や公園など、不特定多数の人が往来する公共の場所に向けて、特定の場所に設置されたビデオカメラその他の撮影機器であって、録画機能を有するもの
- ③撮影された映像のうち、道路や公園など、不特定多数の人が往来する公共の場所の映像面積が2分の1以上であって、特定の個人、建物等を監視しないこと

※公園は、通り抜けできる公園(出入口が2か所以上)が補助対象です。

※マンション等の内部や敷地、駐車場内を監視するためのカメラなどは、この事業の対象外です。

※リースやレンタルで設置するものは対象外です。

※詳細については、危機管理課までお問い合わせください。

【防犯灯】

防犯カメラと併せて設置し、次の①～③すべてに該当する防犯灯が補助対象となります。

- ①防犯カメラの視認性を向上させる照度（防犯カメラから4メートル先の歩行者の行動などが認識できる明るさがあること 0.24ルクス以上）を確保できるもの
- ②防犯カメラと同一の支柱に設置
- ③光源を防犯カメラのレンズから30cm以上離していること

補助の対象となる経費

○防犯カメラ等の購入及び取付工事に要する経費

○防犯カメラの表示看板の設置費用

※表示看板は、防犯カメラの柱に設置するようお願いします。

補助の対象とならない経費

○防犯カメラ等の設置場所に関する既存設備の撤去又は移設に要する経費

○土地の造成、土地や建物等の使用、取得、補償に要する経費

○防犯カメラ等の維持管理及び保守管理に要する経費

○防犯カメラに係るモニターの設置に要する経費

※電柱等に防犯カメラを設置する場合、事前調査や共架申請書の作成に係る経費は、補助対象外となります。

補助額

①防犯カメラ 設置に要した経費の2分の1以内の額（1台につき20万円を限度）

②防犯灯 設置に要した経費の2分の1以内の額（1基につき5万円を限度）

※①②とも1,000円未満の端数があるときは切り捨てます。

3. 補助金の交付の条件

次の条件を全て満たすことを交付条件とします。

○交付の申請を行う前に、条例第7条1項の規定により、市長に対し設置運用基準を届け出ていること。

※【設置運用基準の届出について】を参照のこと

○防犯カメラ等の設置について、交付の申請を行う前に、設置場所の周辺の住民への説明を行うこと。

○交付の申請を行う前に、防犯カメラ等の設置場所、管理運用等に関し、佐倉警察署長及び市長と協議をすること。

- 防犯カメラ等の設置に対し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金の交付を受けていないこと。
- 補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書を提出する時点において、自治会等の決算認定その他の確定手続が完了していない場合は、その完了後、速やかに決算書など、その内容を証する書類を市長に提出すること。
- 補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、常にその管理状況を明らかにすること。
- 補助事業等の完了後、市長から要求があったときは、取得財産の現況について報告すること。
- 取得財産については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- 取得財産を移設する必要がある場合又は破損等により使用することができなくなった場合は、市長にその旨とその後の対策について報告すること。
- その他市長が必要と認める条件

【設置運用基準の届出について】

「佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例」第7条第1項の規定にある届出が必要となります。

「防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準届」を危機管理課へ提出してください。

- | | |
|------|---|
| 添付書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準（設置運用基準） ・ 防犯カメラの設置の場所及び撮影の範囲を記載した図面 ・ 設置する表示看板の図面 |
|------|---|

※設置後、上記の事項が遵守されなければ、「佐倉市補助金等の交付に関する規則」に基づき補助金の返還請求を行う場合があります。

4. その他

管理運用について

- 防犯カメラ等の維持・保守管理（電気料・保守点検・修繕料など）に必要な経費は、自治会等の負担となります。
- 条例及び自治会等で定めた設置運用基準により、管理運用を行っていただきます。
- 補助金の交付を受けた自治会等は、市長から要求があったときは、防犯カメラの運用状況等について、市長に報告する必要があります。

その他

○見積書の記載事項について、次の点にご注意ください。

- 交付申請時の見積書の日付は、申請日のおおむね1か月前から申請日の前日までとしてください。
- あて先は自治会等名としてください。
- 見積書、請求書、領収書の金額が異なると、補助することができません。

○市から「補助金交付決定通知書」が届いてから契約を行い、工事に着手するようお願いします。

○工事完了後は、速やかに危機管理課まで連絡してください。市で設置状況の確認を行いますので、確認の際は立会いをお願いします。なお、工事着工日・完了日の日付を必ず控えておいてください。

○市からの補助金交付は、工事完了後になります。

○実績報告の際に提出する現況写真は、防犯カメラの表示も含めて提出するようお願いします。

5. 補助金の申請手続きについて

① 事前協議書の提出

○設置を希望する年度の前年度の6月末までに危機管理課へ連絡してください。

○危機管理課との打合わせを行い「事前協議書」の作成をお願いいたします。

○事前協議書は、設置を希望する年度の前年度10月末までに提出してください。

【提出していただく書類】

事前協議書及び下記の書類

- ①防犯カメラ等の設置予定場所及び撮影範囲を記載した図面
- ②防犯カメラ等の設置予定場所の現況写真
- ③防犯カメラ等の購入及び設置に要する費用に係る見積書とその内訳書の写し

【提出方法】

持参又は郵送

【提出先】

危機管理課

②防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準届の提出

○交付申請書を提出する前に、自治会等の設置運用基準を作成し危機管理課へ提出してください。

【提出していただく書類】

防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準届及び以下の書類

- ①防犯カメラ設置運用基準書
- ②防犯カメラの設置予定場所及び撮影範囲を記載した図面
- ③防犯カメラ設置看板の図面

【提出方法】

持参又は郵送

【提出先】

危機管理室

③交付申請書の提出

○「防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準届」の提出後、「交付申請書」の提出をお願いします。

※交付申請書を提出する前に、以下の①と②を行ってください。

- ①防犯カメラ設置場所の周辺の住民への説明を行うこと。
- ②防犯カメラ等の設置場所、管理運用等に関し、佐倉警察署及び危機管理課と協議すること。

【提出していただく書類】

- ① 様式第1号「佐倉市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書」
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書及び前年度決算書
- ④ 設置予定場所の現況写真
- ⑤ 防犯カメラの購入及び設置に要する費用に係る見積書と内訳書の写し
- ⑥ 設置する防犯カメラの仕様書の写し
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

【提出方法】

持参又は郵送

【提出先】

危機管理課

④交付の決定について

○市から「補助金交付決定通知書」を送付いたします。

⑤工事の実施

○補助金交付決定通知書がお手元に届いてから、契約を行い、工事着工をしてください。

○工事着工日の記録をしてください。（実績報告書作成時に必要となります）

○工事完了後、危機管理室へ工事完了の報告をしてください。危機管理課は自治会等の立会いのもと、工事内容の確認を行います。

○工事完了日の記録をしてください。（実績報告書作成時に必要となります）

⑥実績報告の提出

○市による工事内容の確認後、実績報告書を作成し、市へ提出してください。

【提出していただく書類】

- ① 様式第4号「補助金実績報告書」
- ② 事業報告書
- ③ 決算書（決算見込書の場合は、総会等において決算の承認が得られた後に決算書の提出をお願いします。）
- ④ 防犯カメラ等設置後の現況写真及び防犯カメラ設置表示板の現況写真
- ⑤ 防犯カメラ等設置工事契約書の写し
- ⑥ 防犯カメラ等設置工事費領収書及びその内訳書の写し
- ⑦ 設置した防犯カメラの撮影映像を印刷したもの
- ⑧ その他市長が必要とする書類

【提出方法】

持参又は郵送

【提出先】

危機管理課

⑧補助金交付請求書の提出

○「補助金確定通知書」を市から受け取った後、補助金交付請求書を作成し、市へ提出してください。

【様式】 補助金交付請求書（様式第6号）

㊟補助金の受領

○補助金交付請求書に記載された口座へ、市から補助金を入金します。

お問い合わせ先

危機管理課 防犯・安全安心対策班

電話 043-484-6161